

第 23 期第 5 回（令和 7 年度第 5 回）
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和 7 年 12 月 15 日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

【委員会】

- 1 開催日時 令和 7 年 11 月 13 日（金） 午後 1 時
- 2 開催場所 山口市滝町 1 番 1 号 山口県庁 10 階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県知事 村岡 嗣政
- 4 開催通知を
発した日 令和 7 年 12 月 5 日（金）

5 通知した議題

(1) 議題

- 第 1 号議案 立縄釣り漁業の禁止について（委員会指示更新）
- 第 2 号議案 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群）に関する令和
8 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- 第 3 号議案 かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和 7 管理年度漁獲可能量の変
更について（諮問）
- 第 4 号議案 特定水産資源（するめいか）に関する令和 7 管理年度における知事管理
漁獲可能量について（諮問）
- 第 5 号議案 山口県資源管理基本方針の一部改正について（諮問）

(2) その他

- 報告事項ア 令和 7 年度 大分県姫島と山口県の漁業者交流会の結果について
- 報告事項イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）
- 報告事項ウ くろまぐろ遊漁に関する届出制の導入について

6 出席者

（委員：13 名）

森友 信、三浦 忠、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、
竹本 信正、大谷 誠、松浦 栄一郎、市川 秀次、渡壁 勝則、林 光夫、
原田 博之

（県及び事務局）

| | | | |
|-------|---------|------|--------|
| 水産振興課 | | 課長 | 向井 秀 |
| | 生産振興班 | 主査 | 吉田 剛 |
| | | 主任 | 國森 拓也 |
| | | 主任技師 | 中村 虎之介 |
| | 漁業調整取締班 | 主査 | 枝廣 直樹 |
| | | 技師 | 大谷 拓也 |

| | | | |
|---------------------|-----|------|-------|
| 岩国・柳井・周南農林水産事務所 | 水産班 | 主任 | 山根 知樹 |
| 山口・美祢・周南農林水産事務所 | 水産班 | 主査 | 田中 全 |
| 下関水産振興局 | | 主任 | 久村 悠貴 |
| 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局 | | 事務局長 | 魚津 勝 |
| | | 書記 | 石田 健太 |
| | | 書記 | 藤井 玲光 |

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 立縄釣り漁業の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第3号議案 かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度漁獲可能量の変更について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第4号議案 特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第5号議案 山口県資源管理基本方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) 報告事項

報告事項ア 令和7年度大分県姫島と山口県の漁業者交流会の結果について事務局から報告を受けた。

報告事項イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）水産振興課から報告を受けた。

報告事項ウ くろまぐろ遊漁に関する届出制の導入について水産振興課から報告を受けた

9 審議の概要

魚津事務局長 お疲れ様でございます。時間より少し早いですけれども、出席予定の皆さん揃いましたので、ただ今から令和7年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数 15 名のうち、小林委員が急遽欠席となりましたが、13 名の委員にご出席いただいておりますので、漁業法第 145 条の規定により委員会が成立しておりますことを報告いたします。

開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 皆さん、こんにちは。本日は令和 7 年度第 5 回の委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先日、瀬戸内海におけるくろまぐろ遊漁の管理手法に関して調査審議を行う、瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の委員に、当海区の三浦副会長が就任されました。

瀬戸内海のくろまぐろ資源を持続的に利用していくため、会議を通じて今後、益々ご活躍されることを期待しています。

また、先日、周防大島町の周辺海域において、漁業者が海中に転落する事故が発生しました。

皆様方におかれましては、関係漁業者の方に対し、安全操業と救命胴衣着用の徹底について、改めて呼びかけていただけますと幸いです。

本日はよろしく願いいたします。

魚津事務局長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第 4 条第 2 項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、三浦委員と原田委員にお願い致します。よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

それでは、第 1 号議案立縄釣り漁業の禁止について、事務局から説明をお願いします。

石田書記 事務局の石田から説明させていただきます。

資料の 1 ページをお開きください。

第 1 号議案 立縄釣り漁業の禁止について、まずは経緯から簡単に説明します。

平成 5 年 4 月、周防灘から伊予灘の海域において、大分県漁船による小型ふぐの立縄釣り漁業、タル流しの操業実態報告が徳山市漁協からありました。

その年の 6 月の委員会におきまして、立縄釣り漁業の取り扱いについて審議され、操業実態を把握の上、委員会指示の内容も含めて対応を検討することとなりました。

その年の12月の委員会において、委員会指示の発動が決定されました。

理由としては3点が挙げられ、当該漁業は小型のふぐを漁獲するため、本県が取り組んでいるふぐの資源管理に逆行すること。

本県東部海域は、各種漁業が入り組んで操業しており、当該漁業が操業すれば、漁場競合等が生じ、収拾がつかなくなること。

関係漁協の意向も当該漁業を禁止すべきとの意見が圧倒的多数であったことから委員会指示発動が決定されました。

その後、有効期間1年で委員会指示が更新されていましたが、平成13年の委員会におきまして、有効期間が1年から3年に変更され、以後、同様の内容で更新され、現在に至っています。

1枚めくっていただいて、資料の2ページに今回発出する指示の案を示しています。

今回の案としましては、指示する内容として、立縄釣り漁業は営んではならない。制限する海域は、山口県瀬戸内海海区、指示の有効期間は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間となっており、有効期間以外は従前どおりとなっています。

この指示の更新について、ご審議をお願いします。

第1号議案の説明は以上になります。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 意見がないようですので、第1号議案の諮問について、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

森友会長 はい、全員異議なしと認めます。第1号議案は原案のとおり委員会指示を更新することとします。

続きまして、第2号議案「特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」、事務局から説明をお願いします。

藤井書記 事務局の藤井です。資料の3ページをお開きください。

第2号議案について、令和7年11月20日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がなされています。

内容は水産振興課から説明をお願いします。

吉田主査

水産振興課生産振興班の吉田と申します。それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料の4ページをお開きください。説明させていただきます。

TAC対象魚種につきましては、毎管理年度、国の方が漁獲枠を定めて、枠の中で収めて持続的な漁業を続けていくということになってございます。

この度、管理年度が1月から12月で定められておりますさんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群について、国から山口県に対して、知事管理漁獲可能量の設定について、通知文が来たところでございます。

これに基づきまして、山口県としては県の資源管理方針というものがございすけども、その資源管理方針に則って、国からもらったものを、さらに県の中の関係漁業種類に配分するという手続きを行う必要がございまして、その内容について、法律上、漁業調整委員会に諮問をしなければならないということがございすので、今回諮らせていただくというものでございす。

内容については5ページの方にありますけども、今回、3魚種ほど諮問させていただくわけですけども、さんまと一番下のまいわし対馬暖流系群につきましては、いずれも現行水準、全国的に見て山口県の漁獲量のシェアが低いということで、漁獲量、数量の管理ではなく、漁獲努力量、船の数、操業日数等で管理をするということで、現行水準ということになってございすので、県においても、国の定めた現行水準の基準を設定させていただきます。まあじについては、数量明示ということで、漁獲量で管理するということになってございすので、こちらについては県内のまあじの漁獲量の大半が日本海側ではございすけども、中型まき網漁業が8割程度占めてるとということで、県の方針の中でも、国から配分されたものを8割中まきに配分するという風に規定していることから、その規定に則って、3,000トンのうち、8割の2,400トンを中型まき網に、残りをそれ以外の漁業ということで、現行水準という形で設定をさせていただくというものでございす。

続いて資料の6ページ目をお開きください。毎年のごとでございすけども、まあじにつきましては、国の方がいわゆる留保枠、何かがあった時の調整枠として漁獲枠を保持してございまして、それを年度内の中で随時受け取るという形で調整を行っているものでございまして、そういった調整枠を、受け取った時には県の枠が増加することから、本来であればその都度、委員会等にかかる必要があるわけでございすけども、例えば、漁獲枠が切迫している状態にある場合、そういった委員会の手続きを経る中で、漁獲量が積み上がるとか、そういった事態も想定されますので、毎年、この漁獲量が増加する場合には、事後報告という風にさせていただいております。

令和8管理年度におきましても、そういった形で同様の手続きを取らせていただきたいと思いますので、そちらについても併せて附帯決議としてご審議いただければと思います。

資料の7ページ目につきましては、手続きが完了した際、国が公表する案ということと、それ以降につきましては、直近の漁獲量等を資料として掲載をさせていただいたところでございます。

水産振興課からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆さん、ご意見、ご質問等はございませんか。

三浦副会長 はい。いいですか。

森友会長 どうぞ。

三浦副会長 ちょっと参考までにお聞きするんですが、まあじの近年の漁獲量っていうのは、どういう状況になってるんでしょうか。
分かれれば教えていただきたいと思います。

國森主任 はい。資料の12ページをご確認ください。

こちらは、近年の漁獲枠に対しての漁獲量が、消化率が大体6割から5割程度、今年につきましても、残すところあと1か月程度ですけれども、40パーセント程度の消化率になっております。来管理年度の3,000トンというのも当面は特に心配することはないのかなという風に考えております。以上です。

三浦副会長 はい、ありがとうございます。

森友会長 はい、他にご質問等ございませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 意見がないようですので、知事からの諮問に対して、特に異議がない旨の答申を行うこととしてよろしいでしょうか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 はい、異議なしと認めます。第2号議案は、特に異議ない旨回答することにします。

続きまして、第3号議案「かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

す。

藤井書記

事務局の藤井です。資料の14ページをお開きください。
第3号議案について、令和7年11月20日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。
内容は水産振興課から説明をお願いします。

吉田主査

生産振興班の吉田から第3号議案を説明させていただきます。
資料の15ページをお開きください。かたくちいわし瀬戸内海系群につきましては、昨年度、当委員会で色々ご審議していただいたところでございますけれども、本県から色々意見を伝えたところでございますが、ステップ1に入らざるを得ないという状況になったところでございます。

現時点でかたくちいわし瀬戸内海系群につきましては、令和7年の1月から12月という形で管理期間を設けられているというところでございますけれども、先ほど2号議案でありましたとおり、特定水産資源の漁獲可能量、いわゆる1年間とってもいい漁獲量につきましては、その管理年度が終わる前に色々審議を経て、当委員会等で諮問をさせていただくという形を取らせていただく関係上で、この関係漁業者と議論する時期が12月末を管理期間の終わりにしますと、どうしてもかたくちいわしの盛漁期である9月や11月に関係者をお呼びしての会議というのが開かれることとなって、皆さんが出にくい時期だと議論が煮詰まらず、調整上も色々問題があるということで、山口県のみならず、関係県から管理期間を変更してほしいという要望があったところでございます。

今回、その要望が関係県の合意が得られまして、現在、1月から12月を管理年度の期間としていたところを4月1日から3月末日に変更する、これによって、3月が末になりますので、比較的にかたくちいわしの量が少ない1月とか2月の時期に漁業者の方々との議論ができるということで、この度、期間の変更がなされたところでございます。

それに伴いまして、管理期間を1月1日から12月末だったものを4月1日から3月末日に変更するというものでございます。

簡単な説明でございますけれども、以上でございます。
よろしく願いいたします。

森友会長

14ページは、かたくちいわし瀬戸内海系群じゃけど、15ページは特定水産資源になっている。ステップ1じゃろ？

吉田主査

ステップ1でございます。

森友会長 特定水産資源なん？

吉田主査 ステップ1も一応TAC魚種になりますので、特定水産資源には変わりないですけども、国の管理方針上、通常の既存のTAC魚種、先ほどありましたまあじとかさんまとはちゃんと区別されて、ステップ管理中ですよってというのが、ちゃんと文書上も明示されてございますので、この点では、特定水産資源であるんですけども、この辺の区別はしっかりされているという認識でございます。

森友会長 ほんまにか。

吉田主査 はい、間違いありません。

森友会長 ほかに質問等ございませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 意見はないようですので、知事からの諮問に対して特に異議はない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

森友会長 異議なしと認めます。第3号議案は、特に異議はないと回答することとします。

続きまして、第4号議案「特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」から、第5号議案「山口県資源管理基本方針の一部改正について」までを一括上程します。事務局から説明をお願いします。

藤井書記 事務局の藤井です。資料の19ページをお開きください。

第4号議案について、令和7年12月9日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

また、第5号議案については、資料の25ページにありますとおり、令和7年12月9日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がなされています。

内容は水産振興課から説明をお願いします。

吉田主査 それでは、引き続き生産振興班の吉田から説明させていただきます。議案の説明に入る前に、こちらについては、今回、諮問させていただくに至った経緯を簡単に説明をさせていただきたいと思っておりますので、資

料の18ページとこの別冊ということで、A4の横の資料でございますが、こちらもちよつと横に置いていただきながら、説明させていただきたいと思ひます。

するめいかにつきましては、既に報道等でご承知の方も多いところと思ひますが、この別冊の方にありますとおり、小型するめいか釣り漁業というのが、するめいかの管理区分の中であるんですけども、こちらの方が漁獲量を超過して、現在、採捕停止命令になっているという状況でございます。

この小型するめいか釣り漁業っていうのは、いわゆる大きな小型イカ漁船、5トン以上30トン未満のですね、そういった、県内のみならず、色々な県にわたって生きたするめいかやけんさきいかを対象として動き回るような操業形態を持ってらっしゃいまして、山口県にもこういった形態の許可を持ってらっしゃる方が3名いらっしゃるという状況でございます。

そういった枠組みの小型するめいか釣り漁業については、するめいかが来遊する北の方から獲っていくというところなんですけども、今回、青森、北海道の地域の小型するめいか釣り漁業が、来遊量が多かったということから、多く取りすぎてしまったということで、南の方が取る枠がなくなってしまう、本県についても2月、3月がそういった方、この3業者の方々のするめいかを獲る時期であるんですけども、こういった状況で今年度操業できなくなったというような状況でございます。

そういった状況を踏まえ、水産庁からその救済措置が提案されたということで、それに関連して、この度2つの議案を上程し、諮問させていただくというものでございます。

具体的にその救済措置の内容っていうのはどういうものかと言いますと、この別冊の横にある表をご覧になっていただきたいんですけども、このするめいかを獲る漁業っていうのが大臣管理区分、いわゆる国の管理の沖合底びき網漁業なり、今回の小型するめいか釣り漁業なりあるんですけども、その他に知事管理区分、知事が管理する区分として、北海道、富山が全体の8割以上を占めている数量明示というような区分でございまして、それ以外の県につきましては、8割よりも外にある現行水準ということで、数字を示されずに目安数量という形で示されているという状況でございます。

今回の国から示された内容といたしましては、小型するめいか釣り漁業に所属する船を、地元の関係府県の知事管理区分の枠を使って試験操業をさせる措置はどうかということで、提案があったものでございます。

山口県の方もこの数量明示や現行水準として50トン程度あったわけなんですけども、沿岸のするめいかの漁業者の方々との調整ということと、漁業者数もですね、3業者と少ないということから、短い期間ではあつ

たんですけども調整が整いまして、今回、数量明示区分へ移行するという風にしたわけでございます。

で、別冊を1枚めくっていただきまして、数量明示区分に変更するにあたっては、本県の諮問の手続きも必要なんですけども、その前に国の水政審にかけていただく必要があるということでございました。

下の表にありますとおり、現在、現行水準50トン目安という形を、これを数量明示するというので、50トンを県は当初想定していたんですけども、様々な事情です、プラス46トンという形で96トンをいただいているという状況でございます。

資料の18ページに戻っていただいて、今後の対応の下の方でございますけれども、今回、こういった経緯で山口県の方には現行水準50トン目安数量というところから数量明示区分の96トンにするという大臣通知がですね、山口県の方に資料の24ページでございますけれども、来てるところでございます、それについて、まず知事管理漁獲可能量を変更するというのが第4号議案の内容で、加えて、第5号議案、後ほど説明させていただきますけれども、山口県の資源管理方針と言いまして、各種資源の管理方法を規定するものでございますけれども、そちらについても、今回、試験操業により採捕させるということと、今このするめいかの資源管理方針の中では、管理の仕方として現行水準と規定してありますが、そちらを数量明示、漁獲数量で管理するという風に変更しなければならないということがございますので、今回、試験操業で地元の小型するめいか釣り漁業を救済するにあたって、この2点を示させていただいて救済をしているものでございます。

それでは、資料の20ページに移っていただきたいと思っております。

第4号議案として、するめいか令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の変更ということで、今申し上げましたとおり、現在、するめいか沿岸漁業につきましては、現行水準50トン目安数量としてるものを、この度、数量明示、いわゆる漁獲量で管理するという風にいたしますので、96トンという風に変更するというものでございます。

22ページをお開きください。

先ほどのまあじと同様、付帯決議についても諮らせていただきたいと思っておりますけれども、今後、あまり想定はされませんが、増加した場合は事後報告という形でさせていただきたいなという風に思います。

さらにですね、96トンという数字につきましては、別冊の3ページ目をご覧ください。

令和4年から令和7管理年度の沿岸のするめいか漁業の漁獲状況ということで、直近で最大でも山口県におきましては、令和4管理年度の42.7トンがするめいかの漁獲量として示されておりまして、96トンというのはかなり過大な数量という風に捉えられますので、もし仮に他県から、融通等の要望があった場合、2月、3月、漁獲量に余裕がある

状況によっては、この 96 トンも他の県も同様に漁獲枠については色々と調整の余地があって不足しているという状況も想定されますので、そういった要望があった場合は、事後報告という形で手続きをさせていただきたいなと思います。

なお、その譲渡する数量においては、その時点の残枠等の状況を見ながら決定させていただきたいと思ひまして、その数量については会長一任という風にさせていただけたらなというふうに思ひます。

続きまして、第 5 号議案でございます。25 ページをお開きください。

こちらにつきましては、山口県のするめいか漁獲量を、どのような漁業にどのような管理方法で漁獲させるかというものを規定したものでございまして、第 2 の (2)、対象とする漁業につきまして、今回、小型するめいか釣り漁業につきましては、試験操業という枠組みの中でするめいかを採捕させるという風な整理になっておりますので、対象とする漁業及びその採捕という形で規定をさせていただくということと併せて、その漁獲量の管理、(4) の手法につきましては、従前は現行水準という形で規定させていただいたものを漁獲量の総量の管理というふうに変更させていただくものでございます。

以上、小型するめいか漁業に関連して、議題の 4、5 について説明をさせていただきました。

よろしくお願ひいたします。

森友会長 はい。説明が終わりましたが、委員の皆様、ご意見、ご質問ございませんか。

三浦副会長 さっきの 26 ページの第 2 の (2) のところで、山口県知事の許可を受けて行うするめいかの試験研究調査のためと最後あるんですが、これは新たに試験研究の許可を取ることですか。

吉田主査 そうですね、特別採捕許可に基づいて、小型するめいか釣り漁業の方には採捕を許可するという整理で、今回措置するということです。

三浦副会長 それは 50 トンの枠を超えそうになった時に特採を出すということになるんですか、向こうから申請があつて。

吉田主査 いえ、こちらの枠と言ひますか、今現在はですね、小型するめいか釣り漁業っていうのは採捕停止命令が出ておひまして、するめいかは採捕できないという状況になってございまして。

その状況をですね、救済するということで、いわゆる大臣管理区分、この別冊の 1 ページ目にあります大臣管理区分の小型するめいか釣り漁業の枠ではなくてですね、山口県に割り振られた 96 トンの枠を試験

研究の目的で、採捕を認めるという措置ですので、今後、小型するめいか釣り漁業の方々はこの特採でするめいかを採捕する、その他のけんさきいか、やりいかなどは従前どおり枠は設定されておりませんので、小型いか釣り漁業で採捕や漁獲してもらうというような整理に、ちょっとわかりくいんですけども、こちらの制度上の設計はなってるということでございます。

三浦副会長 はい、ありがとうございます。

森友会長 よろしいですか。はい。ほかにございませんか。
日本海海区に諮ったのは11日やったか。なんか言ってたか。

吉田主査 特には。

森友会長 でんやったのか。まるつきり

吉田主査 説明した者が違うっていうのもあるんですけどね。

森友会長 はい。他にございませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 意見がないようですので、知事からの質問に対して、特に異議がない、譲渡する場合の終了については会長一任とする旨の答申することにしてよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

森友会長 はい、どうも異議なしと認めます。第4号議案及び第5号議案は特に異議がない旨と回答することとします。

本日の議案は以上となります。続いて、報告事項に移ります。
報告事項ア「令和7年度大分県姫島と山口県の漁業者交流会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

石田書記 事務局の石田から説明させていただきます。

資料の29ページをお開きください。

令和7年度大分県姫島と山口県の漁業者交流会の結果について報告します。

この交流会は、姫島周辺で操業する底びき網を中心とした本県漁業者と、たこつぼを始めとした大分県姫島の漁業者が定期的に顔を合わせる

ことで、漁業調整を円滑にすることを目的に開催しているものになります。

今年度は11月11日に、山口県下関市の漁港ビルにおいて開催されました。

今年度は、大分県の姫島関係者は大海村長や本庄大分海区漁業調整委員会副会長を含む11名、本県からは、森友会長、河内山委員、内藤委員、渡壁委員及び小底漁業者を含む7名に出席いただいております、事務局含め27名が出席しました。

内容についてですが、この一年、大きなトラブルがなかったことから、終始円満な雰囲気意見交換が行われました。

また、本県河内山委員から、来年度以降、交流会を本県小底の休漁期間に行うこと、来年度も操業上の大きなトラブルがなかった場合、再来年以降の開催は隔年とすることについて提案がなされました。

1つ目の提案については、大分県で持ち帰り検討することとなり、2つ目の提案については、大分県側から了解がなされました。

以上で報告を終わります。

森友会長 ただいまの説明について、質問等ありませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 特にないようでしたら、続いて、報告事項イ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」、水産振興課より報告をお願いします。

吉田主査 はい。それでは、生産振興班の吉田から説明させていただきます。

資料30ページをお開きください。こちらにつきましては先ほどのまあじ等での議題でも説明させていただきましたけども、TAC魚種について管理年度の途中で漁獲量が増加した場合が発生したということから、事後報告として報告させていただくものでございます。

内容としましては2番の下、令和7年11月28日に国の留保枠から300トン追加されたということがありましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

森友会長 はい。どなたか質問はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 よろしいでしょうか。

特に質問がないようでしたら、続いて、報告事項ウ「くろまぐろ遊漁に関する届出制の導入について」、水産振興課より報告をお願いします。

吉田主査

はい。それでは、引き続き、こちら 33 ページを生産振興班の吉田から説明をさせていただきます。

くろまぐろ遊漁に関する届け出制の導入ということで、くろまぐろについては漁業の中でもかなり厳しい国際的な資源管理が行われているという中で、遊漁の方が野放しになってるんじゃないかというような批判があったことから、すでにご承知のことと思いますけども、30 キロ未満の小型魚の採捕禁止であったり、大型魚についてもきちんと枠を設けて、適正な形で報告義務等を広域漁業調整委員会指示で設定し、なおかつ、1人、1月、1尾というような措置が取られているということでございます。

しかしながら、今のくろまぐろ遊漁の規制の枠組の中では、どういった方が遊漁によってくろまぐろを採捕しているか、実態が把握できないことから、今回、くろまぐろの遊漁の全体像を把握するために、採捕する人は当然ながら、遊漁船業とかプレジャーボートで案内をされる方については事前に届け出なければならないということが、4月1日から制度として導入されるということでございます。

詳細については色々と水産庁が示している資料を 34 ページを示しておりますけども、ちょっと説明をすると長くなりますので、委員会では割愛をさせていただきますけども、くろまぐろの遊漁については、漁業者の方々がかなり頑張ってる一方で、遊漁の方が野放しになっているという、そういった状況があるので、遊漁についても色々と資源管理の枠組みに段階的に入れていくように国の方が措置をしているという状況でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

森友会長

はい。ただいま説明が終わりましたが、ご質問等ございませんか。

またちょっとええ。瀬戸内海も去年ぐらいからくろまぐろがこう、ジャンプしよるのを何回も見た者がおる。結構大きい。この間、つぼ網にまぐろらしいのがいたという話も聞いてるし、周防大島では 80kg のまぐろを見たとかいう話も出てる。そういう話が結構入る。遊漁者は 1 か月に 1 本獲ってもいいの。瀬戸内海の漁獲枠は 100kg。今からせつかく三浦さんにも広調委に出てもらうんじゃけ、なんか漁業者に、日本海と一緒に、ひき縄やっても釣れる者はようけおるんじゃけ、これから瀬戸内海でも獲れるように考えてもらわんと。目の前で遊漁者が 1 か月に 1 本獲ってみい。あれ 1 人 1 本獲れるじゃろ。

吉田主査

1 人です。

森友会長

1 人 1 本じゃろ。10 人乗せてたら 10 本獲れるんじゃろ？

吉田主査 理論上はですね。

森友会長 そんなことを目の前で見とってから、漁業者が黙っちゃよと思う？
儲かる漁業を率先してやらんみたいじゃん。
1本が何十万にもなるなら、必至こいて釣りに出るじゃろ？

吉田主査 ご懸念については、我々も認識しています。
一方、全国的にも県に割り当てられている漁獲枠については、過去の実績者をベースに配分してもなおも足りないというような状況がございます。

沿岸漁業者の批判の中には、大中型まき網の方に配分しすぎなので、沿岸の方に回ってきてないというような話もありますので、そういった全国の漁民の方からの声も踏まえながら、山口県としても、やっぱり瀬戸内海に配分するにあたっては国から配分量が増えないと、なかなか実績のない方々に配分するっていうのは難しい面もございますので、県側の沿岸漁業の枠を増やしていただくっていう形で、国の方にはしっかり意見をしていきたいなと思います。

当面、このくろまぐろについては、WCPFCという形で、日本だけじゃなく、太平洋全体の関係国で議論している関係上、日本だけの考えで枠を増やすということはできませんので、時期増枠が3年後になってございますので、そのタイミングでいかに沿岸の方に漁獲枠を持ってきて、それを今後直面するであろう瀬戸内海のまぐろに関しても配分できるかどうかというところだと思いますので、その辺は問題意識として持っておりますので、引き続き取り組んでいきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

小田委員 くろまぐろ自体は枠はちょっと増えよるよね、全体的に。

で、その中で、3年後にっていうなら、今から声は出しとかにゃ。出しとった結果、3年後に増えるという形にしとかにゃ全然話にならない。魚の種類がもう全然変わってきよるわけじゃけ、北海道の定置網じゃあはまちをね、ぶりを獲っちゃいけんってするのかっていう話をしよるよね。まぐろが入るとそういうことが起きるわけじゃけ。

それを踏まえて全体を考えてもらうんじゃなきゃ。今までダメだったからダメっていうような話だったら話にならないよね。

吉田主査 毎年、くろまぐろの意見交換会っていうのが開かれておりますので、その度に、山口県はさることながら、関係県と声を上げていくことは行いたいという風に思いますので。

- 森友会長 瀬戸内海は全然枠がない中で、もし獲れた時はどうするんじゃ。
実際に獲れる例があるんじゃ。日本海なんか、今年から初めてひき縄やる奴もおるんで。瀬戸内海なら浮島ができるのかもしれないけど。ひき縄やる奴はようけおるんじゃけ。
- 吉田主査 枠の関係上、積極的に獲っていいですよっていう調整は、今時点ではできないというのがうちの判断でございますけど、仮に獲れてしまった、混獲で致し方なく獲れてしまったっていう状況については、来年度、今すぐにでも起こりうる状況だという風に認識しておりますので、その対応については考えていきたいと思えます。
よろしく願いいたします。
- 三浦副会長 山口県の枠の中で融通とかいうのはできないんですか。瀬戸内海と日本海側で。
- 吉田主査 日本海側の方々も、今、与えられた枠っていうのが自分たちの漁獲実績に基づいて配分されたとの認識でございますので。
- 三浦副会長 今までそれは漁獲があった実績ということで許可の枠があるんだけど、瀬戸内海は今まで獲れてなかったっていう、そういう実績での配分だったから、これからは、今、会長も言われてるように、もう実績っていうか、そういう実態が出てきたから、その辺も県の方でよく検討していただければと思います。
- 森友会長 実績はないよ。でも、ほんまに分からんじゃん。
- 吉田主査 ご懸念は重々承知しておりますけども、今、割り振られたところについては、県内でなおかつ足りないという状況でございますので、やはりその次の局面、枠が増えた時にその内海の部分をどうするかというところが。
- 森友会長 いや、増えたとかじゃなしに、小田さんが言うのは、今から声を上げとかないとだめじゃないかという話よ。
- 枝廣主査 よろしいですか。水産振興課の枝廣ですけれども、今、山口県の日本海海区の方で、全国海区漁業調整委員会連合会、全漁調連の事務局、会長県をしております。
この夏も水産庁等の中央省庁に対しまして、全漁調連としての要望活動を行ってまして、その中で、くろまぐろの日本の漁獲枠の増枠というのを要望したところですよ。

令和7管理年度で増枠してますので、次いつ増枠するかっていうところはありますけれども、これは引き続き、山口県もそうですけど、枠が足りていない状況ですので、来年度も増枠を要望していく方向で、今、事務局の方で調整をしておりますので、一応そういう状況であるということをご報告します。

森友会長 でも、山口県に枠を持って帰ったとしても、実績でものを言うんじゃけ、瀬戸内海側はないね。それ、県が調整できるんか。

枝廣主査 まずは国全体として増枠すれば、山口県にもいくらか枠が来ると思いますので、その後は県内でどう調整していくかという話なのかなとは思っています。

三浦副会長 よく県内の状況を確認しながらですね。

森友会長 こういう話が出たら、やっぱ遊漁者も絶対釣りに出ると。客乗せて。そこ、よう考えとってもらわんと。
今もう、さわらの時期じゃけ、ほんまにわあわあなるど。
特にさわらのひき縄で釣りよる者は、狙うようになる。
是非よろしくお願いします。他にございませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 以上をもちまして本日の議題は全て終了しましたが、他に何か皆さん
ございませんか。
なければ、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。
どうもお疲れ様でした。

(13:48 終了)

上記のとおり第23期第5回(令和7年度第5回)山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和7年12月15日

議 長

議事録署名人

議事録署名人